

平成27年度 労働行政のポイント



- **働き方改革の実現を目指します。**
- **女性の活躍推進と両立支援対策を進めます。**
- **地域のニーズに即した雇用対策を推進します。**
- **安心して働ける環境づくりを推進します。**

奈良労働局

平成27年度の奈良労働局における最重点施策

- 1 働き方改革の実現
- 2 女性の活躍推進
 - (1) 改正次世代育成支援対策推進法の円滑な施行
 - (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の周知
 - (3) 女性のライフステージに対応した活躍支援
- 3 地方自治体との連携による就職支援
- 4 労働者の安全と健康の確保

○奈良労働局ホームページ
奈良労働局では、重要施策、法制度の改正等の動向及び主要な統計資料に関する最新の情報を発信しています。

ホームページアドレスは
<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

○メールマガジンの登録をお願いします！
法律改正、助成金等の制度改正、労務管理情報など企業の皆様のお役に立てる最新情報を「厚労省人事労務マガジン」として、月に数回程度配信しています。
ご登録は <http://merumaga.mhlw.go.jp/>から、どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください。

働き方改革の実現

■ 働き方・休み方の見直しに向けた気運の醸成 ■

政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針において、平成 32 年までの目標として「年次有給休暇取得率 70%」、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を平成 20 年（2008 年）の 10%から 5 割減」とすることが定められ、改訂日本再興戦略においても、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進について更なる推進を図ることとされております。

このため、働き過ぎ防止と生産性向上の両立のため、奈良労働局働き方改革推進本部を中心とし、奈良県と連携の上、事業主等の意識を高める等、奈良県全体の働き方・休み方の見直しに向けた気運の醸成をめざし、各種政策に取り組んでまいります。

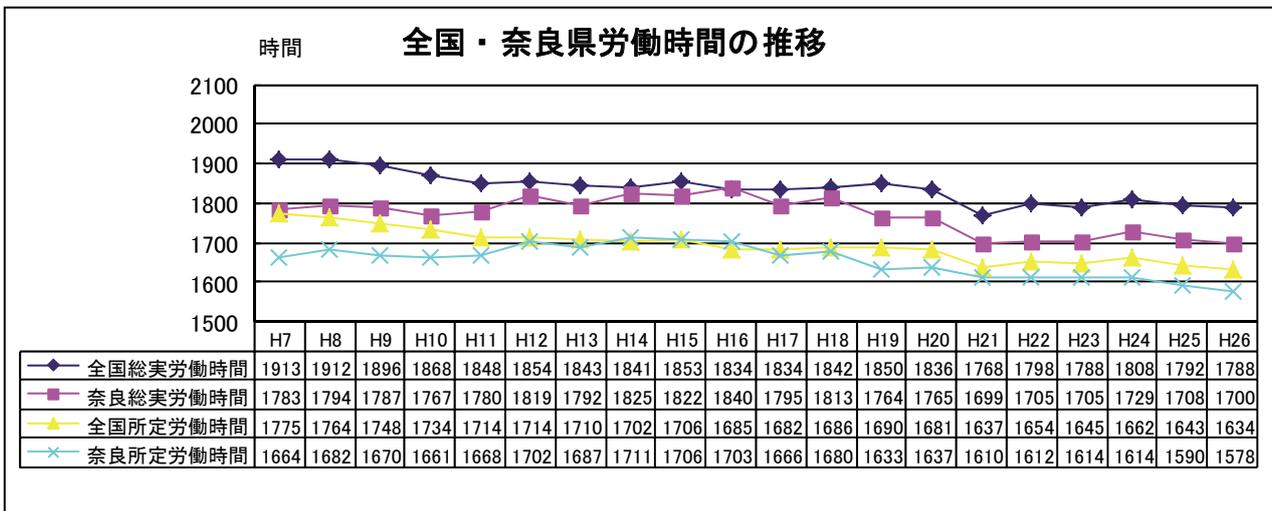
対策	<p>① ワークライフバランスの推進のため、県内各企業の経営陣に対する働きかけを強化します。また、他の企業の参考となるよう、働きかけを行った企業における取組事例を、ホームページに掲載します。</p> <p>② 夏季、10 月及び年末年始を「年次有給休暇取得促進月間」として、重点的な周知広報を行います。</p> <p>③ 過重労働解消のため、特に過重な労働が行われていると考えられる事業場等に対し、監督指導を徹底します。</p> <p>④ 過労死等防止のため、11 月の過労死等防止啓発月間等を通じて、周知啓発を行います。</p>
----	---



<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



奈良労働局働き方改革推進本部開所式の様子 ▲



毎月勤労統計：従業員規模 30 人以上

労働者の安全と健康の確保対策の推進

奈良県の労働災害の発生状況は、平成24年には一旦増加しましたが、平成25年に入ってから死亡者数、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者」という。）とともに減少に転じ、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）の目標達成に向けて好スタートとなりました。

しかしながら2年目にあたる平成26年は、死亡者数15人（対前年6人増加）、死傷者数1,356人（対前年比4.9%増加）となりました。

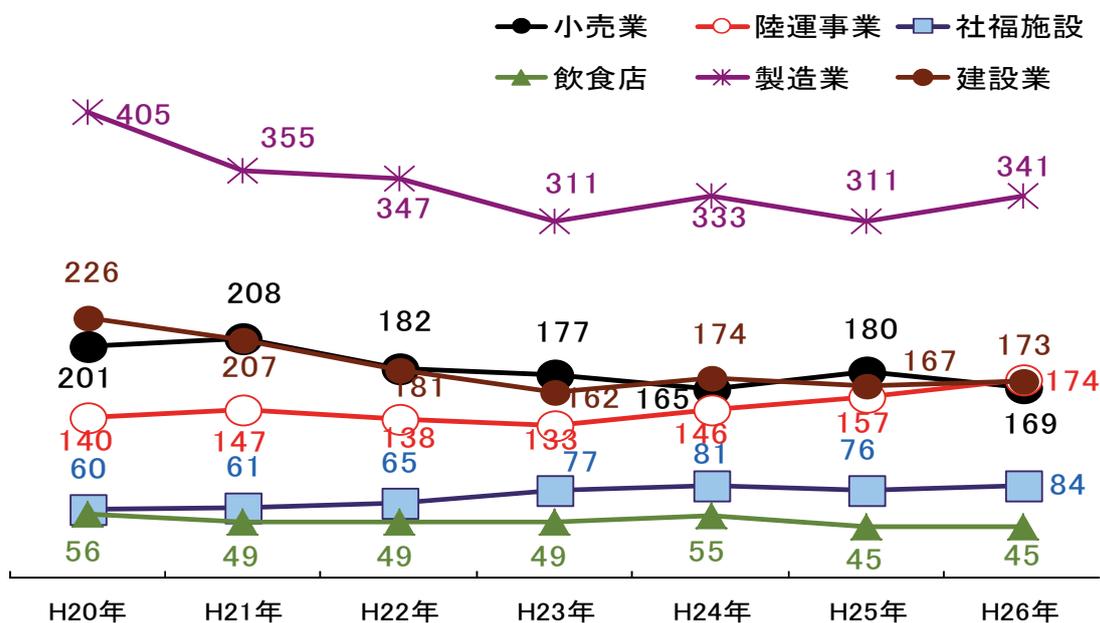
死傷者数の対前年比の推移を見ると、24年4.8%増加、25年4.2%減少、26年4.9%増加と、近年増減を繰り返しています。12次防の目標「平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者数を20%以上減少させること、休業4日以上死傷者数を15%以上減少させること」の達成に向けて、労働災害発生状況、経済情勢などを踏まえた計画的・効果的な労働災害防止対策が最重点課題となっています。

■労働者の安全確保対策の推進■

対
策

12次防の推進を図り、労働災害全体の大幅な減少をさせるため、すべての業種に共通する横断的な取組として、転倒災害防止対策、交通労働災害防止対策、非正規労働者対策を推進します。また、リスクアセスメントや「見える化」等を進めることによってより一層自主的な安全衛生活動を促進します。なお、重点業種別取組は下記のとおりです。

- ① 製造業においては、はさまれ・巻き込まれ及び切れ・こすれ災害で、災害全体の約半数を占めていることから、機械の安全化の促進を一層行います。
- ② 建設業においては、死亡災害全体の半数を占めていることから、特に、墜落・転落災害、地山崩壊防止対策の徹底を指導します。
- ③ 陸上貨物運送事業においては、安全対策ガイドラインに基づき、荷役作業時の災害、特に墜落・転落災害の減少を重点に、陸運事業者、荷主等に対し、安全な作業環境の整備、適正な発注条件の確保等の指導を行います。
- ④ 第三次産業では、奈良県などの行政機関や関係業界団体との連携を図り、安全衛生教育の実施や4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、危険予知活動（KY活動）等の指導により安全意識の向上を図ります。また、転倒災害や腰痛予防対策も同時に行います。

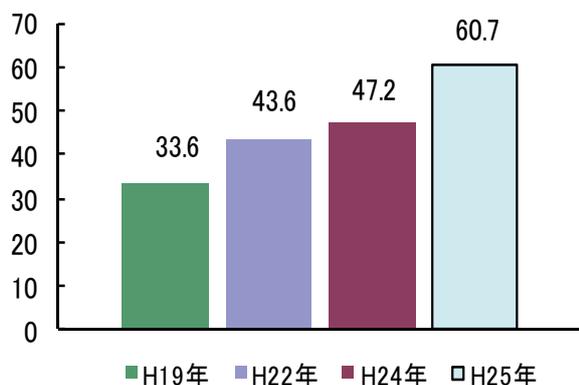


■労働者の健康確保対策の推進■

12次防では、安全確保対策と同時に健康・職業性疾病対策もその重点に掲げられております。重点的取組は下記のとおりです。

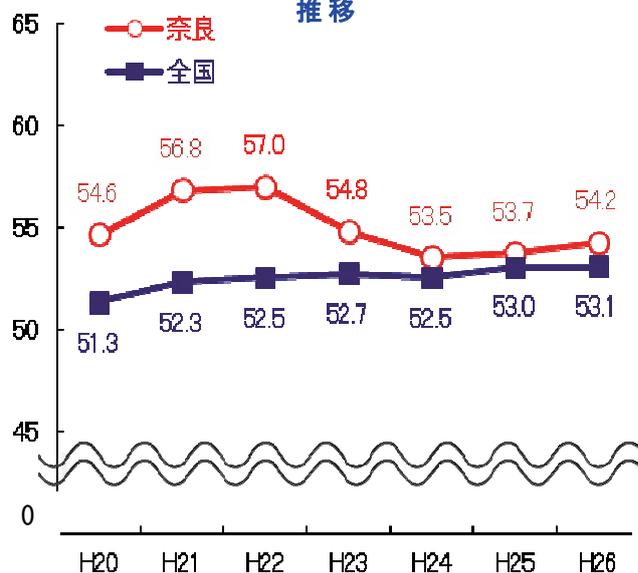
対 策	<p>① 化学物質による健康障害防止対策として、化学物質取扱事業場に対し、適切なばく露防止措置が徹底されるよう計画的に監督指導等を進めます。また、改正労働安全衛生法が円滑に施行されるよう法改正の内容を周知します。</p> <p>② 過重労働による健康障害を防止するため、限度基準に適合した時間外労働協定を提出するよう指導するとともに、過重労働が行われているおそれのある事業場に対する監督指導等を徹底します。</p> <p>③ 職場におけるメンタルヘルス対策については、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の施行（27.12.1）に向けて制度の周知等を図ります。</p> <p>④ 石綿健康障害防止対策については、建築物等の解体作業において、石綿障害予防規則に基づく措置が適切に実施されるよう技術上の指針に基づく指導を行います。</p> <p>⑤ じん肺、熱中症等の発症を予防するための適切な対策が講じられるよう指導します。</p>
--------	--

メンタルヘルスに取り組んでいる事業所の割合
(全国：%)



※ H19年 労働者健康状況調査
 H23年 労働災害防止対策等重点調査
 H24年 労働者健康状況調査
 H25年 労働安全衛生調査

定期健康診断における有所見率の推移 (%)

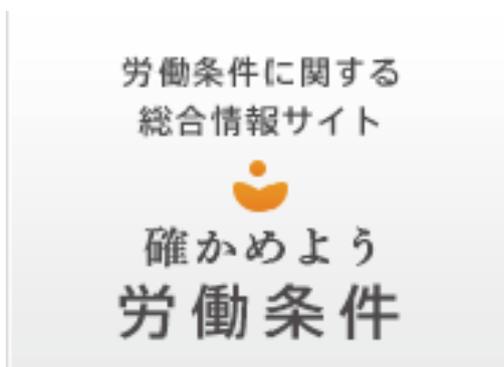
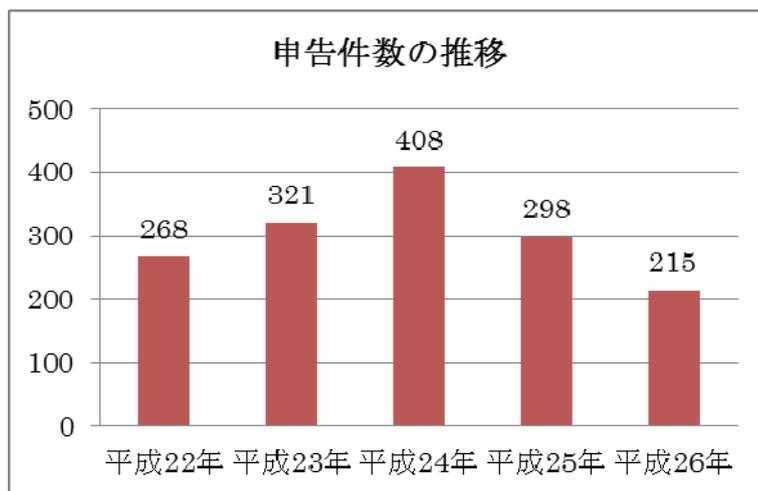


安心して働ける環境づくりの推進

■労働条件の確保・改善対策の推進■

全ての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、積極的な監督指導の実施、過重労働解消等のための働き方・休み方の見直しに向けた支援、労働関係法令の周知啓発を進めてまいります。

対 策	<p>① 事業場に対する的確な監督指導等の実施により労働基準関係法令の履行確保を図ります。</p> <p>② 解雇、賃金不払等に関する申告事案の早期解決のため、迅速かつ適切な対応を行います。</p> <p>③ 若者の使い捨てが疑われる企業に対する取組として、大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナーなどにおける労働基準関係法令等の情報発信を行います。</p> <p>④ 技能実習生に対する人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関と連携を行い、厳正に対処します。</p> <p>⑤ 医療従事者の勤務環境を改善するため、ワンストップで医療機関に対する相談支援等を行う「医療勤務環境改善支援センター」の運営を奈良県と連携して行います。</p>
--------	--



<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

■最低賃金制度の運営■

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

対策	<p>① 最低賃金がセーフティネットとして一層適切に機能するように、奈良地方最低賃金審議会の円滑な運営に努め、最低賃金の適正な改正に努めます。</p> <p>② 改正された最低賃金額を使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、広く県民に周知を図ります。</p> <p>③ 減額特例許可申請制度の周知に努め、不当に低賃金で働くことのないよう、申請に基づき適正な賃金を評価します。</p> <p>④ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業について、広く周知を図り、円滑な実施に努めます。</p>
----	---

奈良県の最低賃金額一覧表（赤字は平成26年度改正）

最低賃金の種別	日額	時間額	改正発効年月日
奈良県（地域別）最低賃金	—	724円	H26.10.3
特定（産業別）最低賃金			
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	—	820円	H26.12.27
電機関係製造業 電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	—	818円	H26.12.27
自動車小売業	—	820円	H26.12.27
木材・木製品、家具・装備品製造業（製材熟練等）	6,527円	816円	H元.1.25

〈広報用ポスター〉

ポスターの構成要素：

- 中央：時間額 **724円** (H26.10.3発効)
- 左上：電機関係製造業 時間額 **818円** (H26.12.27発効)
- 左下：はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額 **820円** (H26.12.27発効)
- 右上：木材・木製品、家具・装備品製造業 日額 **6,527円** (H元.1.25発効)
- 右下：自動車小売業 時間額 **820円** (H26.12.27発効)
- 右中央：特定最低賃金 時間額 **816円** (H元.1.25発効)

下部には「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」というメッセージとQRコードが掲載されています。

〈広報用リーフレット〉

リーフレットの構成要素：

- 表紙：奈良県最低賃金 **724円** (平成26年10月3日発効)
- 表紙下部：特定最低賃金 下記の企業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれ特定(産業界)最低賃金が適用されます。
- はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額 **820円** (平成26年12月27日発効)
- 電機関係製造業 時間額 **818円** (平成26年12月27日発効)
- 自動車小売業 時間額 **820円** (平成26年12月27日発効)
- 木材・木製品・家具・装備品製造業 日額 **6,527円** (平成元年1月25日発効) 時間額 **816円** (平成元年1月25日発効)

下部には「雇ったら入るのび、経営者の支援、労働保険 奈良労働局・労働基準監督署」というメッセージが掲載されています。

■ 労災補償対策の推進 ■

労災保険給付の請求については、各種認定基準に従い、迅速・適正な保険給付の実施に努めるとともに、各種労災補償制度の周知・徹底を図り、被災労働者やその遺族の方々の迅速かつ公正な保護、救済に努めます。

対 策	① 労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づき、適正な認定に万全を期します。
	② 社会的関心が高く複雑困難な事案が多い精神障害事案及び脳・心臓疾患事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。 特にセクシュアルハラスメントの被害を受けたこと等により、精神障害を発病した労働者からの相談・聴取にあたっては、専門的な能力を有する労災精神障害専門調査員を活用すること等により、適切に対応します。
	③ 石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の更なる周知を行います。 また、石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、認定基準等を踏まえ、被災労働者及びその遺族に迅速・適正な補償・救済を行います。
	④ 労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

各種労災補償状況

区 分		年度（平成）					
		21	22	23	24	25	
新規受給者数		5,034	5,290	5,516	5,410	5,138	
脳・心臓疾患	請求件数	10	5	12	6	7	
	支給決定件数	2	3	5	4	4	
精神障害	請求件数	7	12	8	11	12	
	内自殺	1	5	2	1	0	
	支給決定件数	4	4	5	1	6	
	内自殺	1	1	2	0	0	
石綿関連疾患	労災保険法	請求件数	17	12	17	15	5
		支給決定件数	13	14	13	10	9
	石綿救済法	請求件数	1	1	2	1	1
		支給決定件数	0	0	0	0	1

若者・女性・高齢者等の人材力の強化

■雇用機会の拡大と地方自治体との連携による就職支援■

奈良県の雇用情勢は、新規求職者数が減少傾向で推移し、有効求人倍率は緩やかに改善しています。

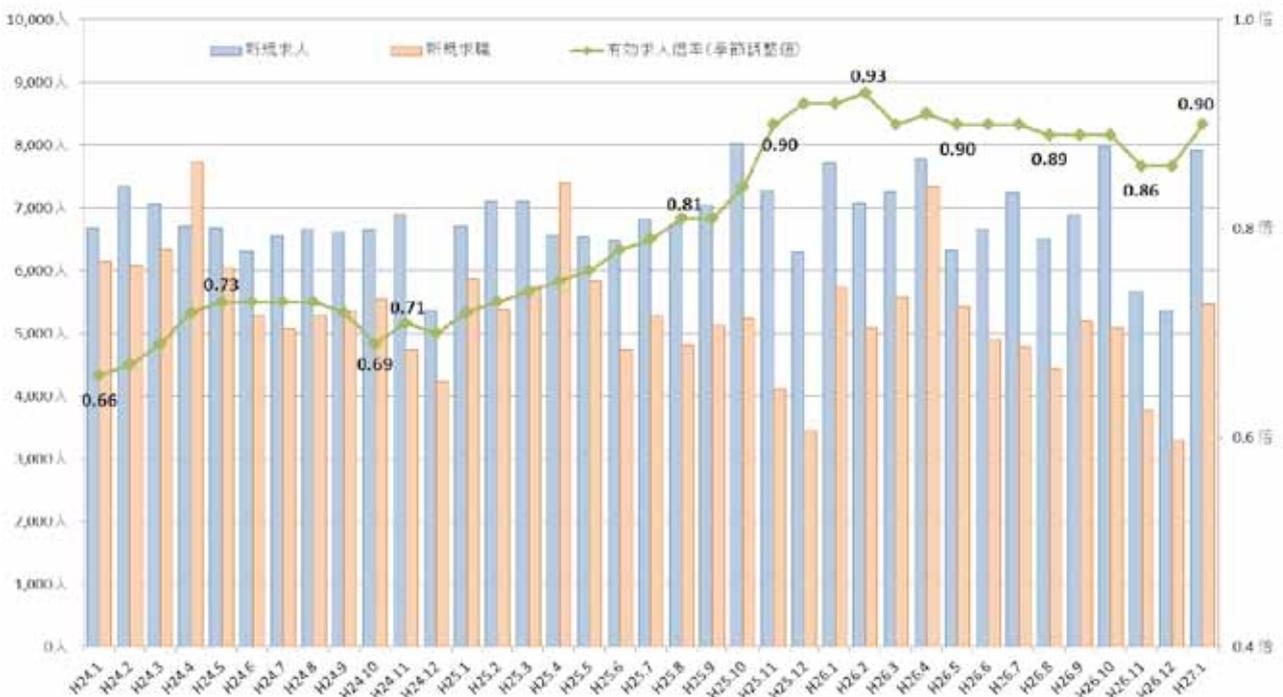
このような中、ハローワークにおいて積極的マッチングと求人充足支援を推進し、雇用機会の拡大を図るとともに地方自治体と相互の連携基盤を一層強化し、求職者の就職促進と県内企業の人材確保を図っていくことが重要です。



まっち☆ジョブ王寺開所式の様子▲

対策	① 地方自治体との一層の連携強化 奈良県と締結した「奈良県雇用対策協定」、奈良市と締結した「奈良市と奈良労働局が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」、王寺町と締結した「王寺町と奈良労働局との一体的実施」に基づく緊密な連携体制のもと就職支援の強化を図ります。
	② 積極的マッチングの推進 求職者の希望条件に適合する求人情報の提供や担当者制による能動的マッチングを行います。
	③ 求人充足支援の強化 求人票以上の事業所情報の収集と情報共有を行い、求人充足計画に基づく充足支援の強化を図ります。
	④ 人材確保に向けた支援の強化 介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者への応募意欲の喚起と同分野の求人者に対する充足支援サービスを強化します。

奈良県における新規求人数・新規求職者数・有効求人倍率の推移



■働く希望を持った若者への就職支援■

平成 27 年 3 月卒業予定者の就職内定率をみると、大学等については 69.4%（平成 27 年 1 月末現在）となっており、前年同期より 0.8 ポイント改善しています。また、高校については 89.2%（平成 27 年 1 月末現在）となっており、前年同期より 2.1 ポイント改善しています。

このような状況の中で、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことが重要です。

対
策

① 就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート

既卒 3 年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援を強化するとともに、未就職卒業者や学校中退者等の適切な支援を行います。

また、詳細な情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信や、PRシートの充実を行います。

② フリーター等の正規雇用化の推進

「わかもの支援コーナー」における就職支援の充実を図り、トライアル雇用や求職者支援制度を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューの提供を行い、正規雇用の実現に向けた支援を行います。

③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

ハローワーク奈良、ハローワーク大和高田にある「わかもの支援コーナー」の在職者相談窓口において職業相談を強化し、より詳細な事業所情報を職業紹介に活用するとともに、事業主に対する職場定着の支援や助言を行います。

④ 就職・採用活動開始時期変更に関する対応

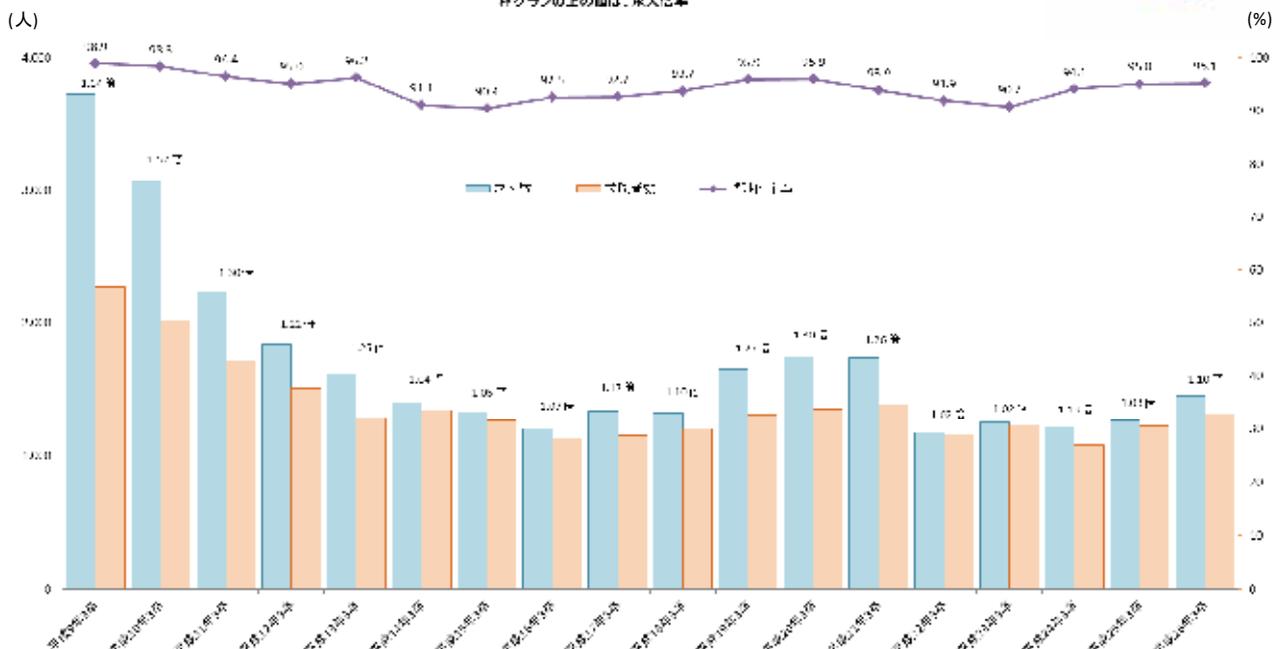
平成 27 年度以降の大学等卒業予定者に係る就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現に向けて周知を続けるとともに、高卒採用への影響等を確認の上、必要なフォローアップを行います。

奈良新卒応援ハローワーク
応援キャラクター『シカナくん』



奈良県における高校新卒者の求人・求職・就職内定率の推移(3月末現在)

柱グラフの上の軸は、求人数



■ 障害者の雇用対策の推進 ■

民間企業（50人以上の企業規模）における障害者実雇用率は2.22%で前年と同ポイントとなり雇用者数は1822.5人と前年より61.0人増加し、過去最高水準となりました。

また、法定雇用率達成企業割合は56.2%となり、前年より0.4ポイント増加しました。（平成26年6月1日現在）

就職から職場定着までの一貫した支援に取り組み、障害のある方が安心して働けることができるよう、総合的な支援を行うことが重要です。

対 策	① 「障害者はたらく応援団なら」の共同運営による障害者雇用の支援強化 奈良県と奈良労働局は、障害者就業・生活支援センターや障害のある方の就労に積極的に取り組む企業等と連携し、障害のある方のニーズに応じた職場実習の積極的な受入れや雇用機会拡大への支援を行います。
	② 雇用率達成指導及び就労支援の強化 法定雇用率未達成企業に対しては、厳正な指導を行います。 指導に当たっては、重点指導対象企業を選定し、労働局主導の集团的指導（雇用拡大会議）への出席勧奨や障害者面接会への積極的な参加勧奨に取り組みます。 また、就職した方が、安心して働き続けられるよう職場定着支援等総合的な支援を行います。

民間企業における障害者雇用状況 平成26年6月1日現在

区 分	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合
	企業	人	人	%	%
民間企業の法定雇用率 【2.0%】	525 (496)	82,223.0 (79,440.5)	1,822.5 (1,761.5)	2.22 (2.22)	56.2 (55.8)

下段は、前年



■女性の意欲・能力を活かした就職支援■

奈良県の女性（15～64歳）の有業率は、56.8%となっており、全国で最も低い水準となっています。

また、年齢階級別にみると、35～39歳代の子育て世代を中心に有業率が落ち込んでいます。

このため、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するとともに、出産、育児等により離職した女性に対する再就職支援の充実が必要となっています。

対策	<p>① 子育てを行っている女性等への就職支援の推進 ハローワーク奈良・ハローワーク大和高田・ハローワーク桜井に設置している「マザーズコーナー」において、担当者制による家庭環境に配慮した職業相談、職業紹介を行い、助成金・奨励金、職業訓練の活用により、就職支援を推進します。</p> <p>② 子育て女性の就労支援に取り組む関係機関の連携及び総合的な就職支援 「奈良県雇用対策協定」に基づき、奈良県スマイルセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）と子育て女性就職相談窓口にはローワークの職業相談・紹介機能を付与し、生活・就業相談から職業紹介までの一体的なワンストップのチーム支援を推進します。</p>
----	---

マザーズコーナー ロゴマーク



担当者・予約制による就職相談

求人情報提供

応募書類の作成アドバイス

面接の受け方のアドバイス

子育て情報提供

保育士の配置
※ハローワーク桜井

■高齢者の雇用対策の推進■

高齢者雇用確保措置の実施状況（31人以上企業規模）は、95.2%となり前年より7.7ポイント上昇しましたが、全国値の98.1%より2.9ポイント下回っています。

一方、「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は、全国値より5.3ポイント上回り、特に、「70歳まで働ける企業」の割合は、全国値を2.1ポイント上回っています。（平成26年6月1日現在）

すべての県内対象企業において、高齢者雇用確保措置が導入されるよう取組の強化を行います。

対策	<p>① 高齢者雇用確保措置に関する事業主指導の実施 高齢者雇用確保措置未実施企業（31人以上企業規模）に対する個別指導を強化し、平成27年の早期に県内すべての対象企業において、確保措置が導入されるよう指導を実施します。</p> <p>② 「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進 労働局、ハローワークは高齢・障害者雇用支援センターの高齢者雇用アドバイザーと連携し積極的な啓発指導を行い、70歳まで働ける企業の普及促進を図ります。 さらに、高齢者の多様な就業・社会参加の促進のためシルバー人材センター事業を推進し、就業機会の確保と提供を図ります。</p>
----	--

■正社員希望者に対する就職支援■

正社員として働ける機会がないために非正規雇用労働者として働いている者が非正規雇用労働者の18.4%を占める状況となっており、「正社員として働きたい」という希望を実現し、その能力を十分に発揮できるよう正社員転換を促進することが重要となっています。

対策	<p>① 正社員求人確保 正社員求人の積極的な開拓を行うとともに非正規雇用求人の正社員求人への転換の働きかけを行います。 また、「キャリアアップ助成金」等の周知に努め、一層の利用促進を図ることにより、「正規雇用等への転換」、「人材育成」、「処遇改善」等の雇用管理改善を推進し、事業主が労働者の能力を十分に発揮させる環境整備を促進します。</p> <p>② 正社員就職を希望する求職者への積極的支援 正社員就職の実現に向けて、能動的マッチングや担当者制による職業相談を行い、正社員求人への応募の働きかけや求職者の状況に応じた最も効果的と思われる支援を実施します。</p>
----	--

■職業能力開発の一層の推進■

企業が求める人材の育成や、離職された方が再就職に必要な技能及び知識を習得するためには、地域の実情に応じた職業訓練を実施することが重要となっています。

その上で、職業訓練受講者が希望する職業に就けるようきめ細やかな就職支援を行います。

対策	<p>① 地域のニーズに即した職業訓練の展開 求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、地域訓練協議会において公共職業訓練の設定状況を踏まえ訓練実施分野や規模等について検討した上で、地域職業訓練実施計画を策定します。</p> <p>② 求職者支援制度等によるセーフティネットの確保と訓練修了者への就職支援 ハローワークにおいて職業訓練関係情報の収集・提供及び求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練のあっせんを行い、訓練受講中から訓練機関と連携した就職支援を行います。 また、公共支援訓練受講者に対する就職支援についても、支援訓練同様の相談日を設定できるよう関係機関と調整を行います。</p> <p>③ ニート等の若者等の職業的自立支援 サポートステーション等と連携し、支援を必要とする若者等に対して職業的自立支援や就職後の職場定着支援を行います。</p>
----	---

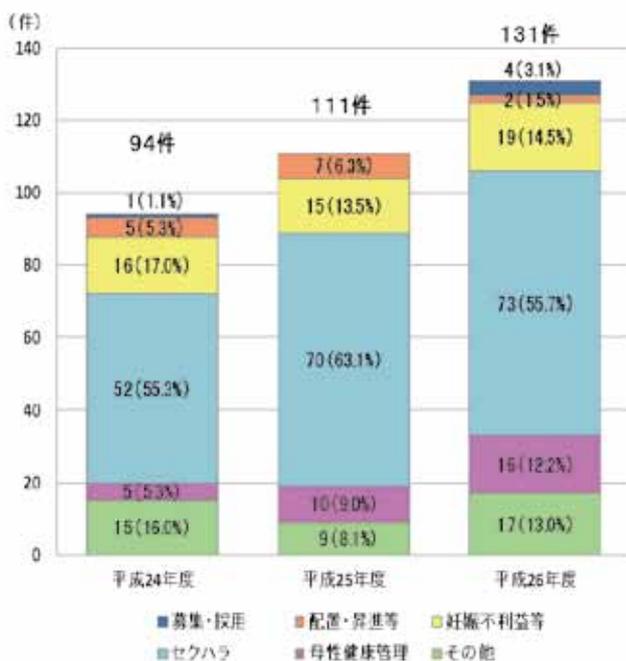
女性の活躍推進

■女性の活躍推進■

女性の活躍推進は、政府の成長戦略の中核と位置づけられています。奈良県は県外就業率が男女とも高く、妊娠・出産、育児期に退職する女性労働者が依然として多いことなどから、女性の有業率（奈良県 42.5%、全国 48.2%、平成 24 年就業構造基本調査）は、全国で最も低くなっています。働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することのできる職場づくりが求められています。

対策	<p>① 男女雇用機会均等法（均等法）に基づき、企業に対し、必要な行政指導を行います。</p> <p>② 妊娠・出産等を理由とする解雇等不利益取扱いの相談事案には、紛争解決援助制度の活用を促し、迅速に対応するとともに、法違反を把握した場合は企業に対し、指導を行います。</p> <p>また、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう、企業等に対し母性保護及び母性健康管理の必要性について、周知徹底します。</p> <p>③ 企業がポジティブ・アクションの取組を一層促進することができるよう、具体的な取組について、必要な助言及びポジティブ・アクション情報ポータルサイト等の情報提供を行います。</p>
----	---

男女雇用機会均等法に係る労働者からの相談件数



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。
 - ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事項についての分析【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間状況 ④心身健康管理水準 等
 - ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、正業的経理や組織内付加価値を高める『事業主行動計画』の策定・公表等
 - ▶ 女性の活躍に関する情報の公表（適合で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

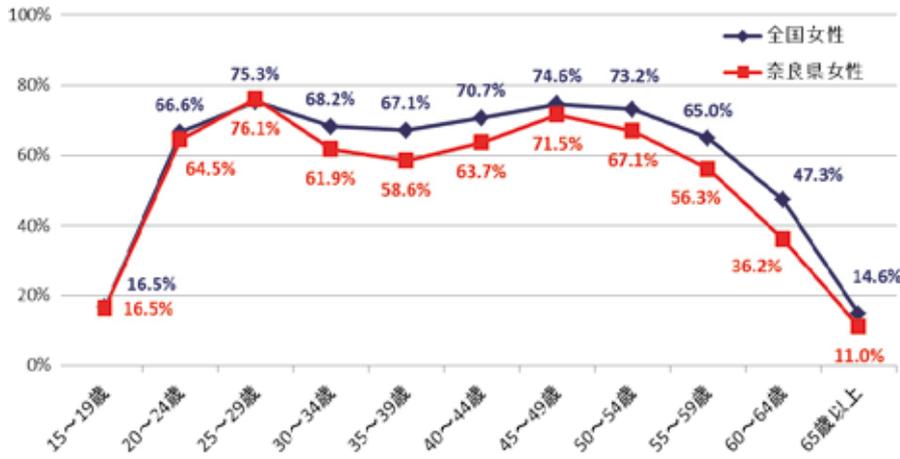
女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を結成することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の経過立法。

年齢階級別女性の有業率



ポジティブ・アクション
普及促進のための
シンボルマーク
「きらら」

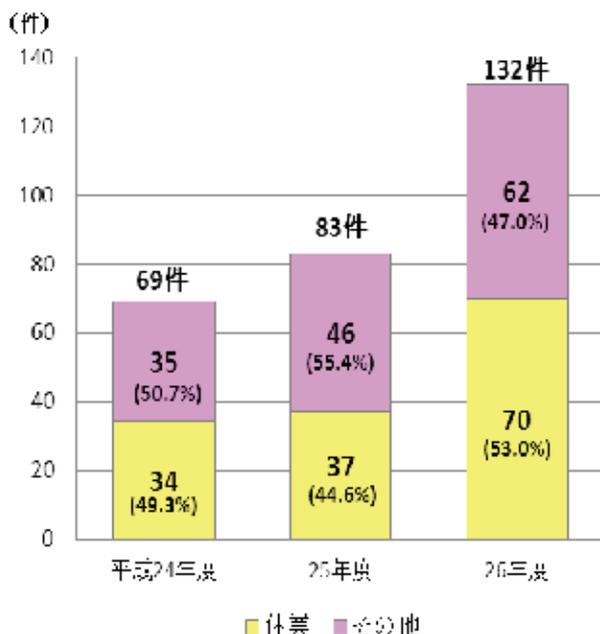
資料出所：総務省
平成24年就業構造基本調査

■ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 ■

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等が確実に取り組まれるよう、支援を図っていくことが必要です。

対策	<p>① 平成27年4月1日施行の改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得のさらなる促進を図ります。また、認定基準及びマーク「くるみん」「プラチナくるみん」について周知し、認知度の向上を図ります。</p> <p>② 育児・介護休業を取得しやすい職場環境の推進のために、育児・介護休業法の周知徹底を図り、企業に対し必要な行政指導を行います。 育児休業等の取得を理由とした解雇等の不利益取扱いの相談事案には、法に基づく紛争解決援助制度の活用を促し、迅速に対応します。</p> <p>③ 育児休業等を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主の支援のために「両立支援等助成金」等を周知し、両立支援制度の利用及び定着を促進します。</p>
----	---

育児・介護休業法に係る労働者からの
育児休業等に関する相談件数



■パートタイム労働者の公正な待遇確保の推進■

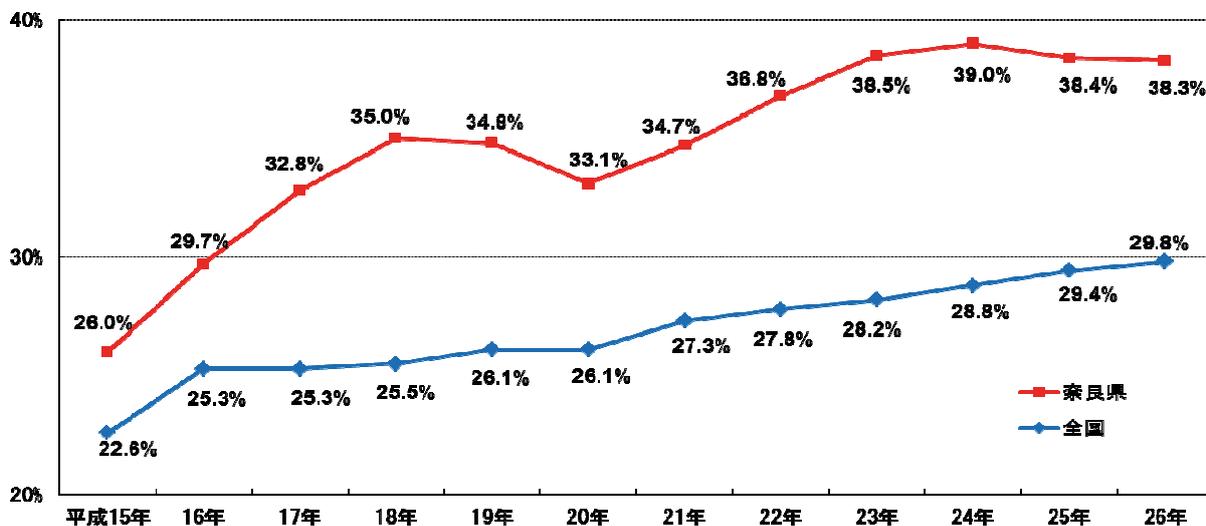
奈良県におけるパートタイム労働者の雇用者総数に占める割合は全国より高くなっています。パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇を確保し、その能力を一層有効に発揮できる職場環境を整備するため、パートタイム労働法に沿った雇用管理を確保するとともに、事業主に対して、雇用管理改善の取組を支援することが求められています。

対策	<p>① 平成27年4月1日施行の改正パートタイム労働法について事業主及びパートタイム労働者等が正確な理解を得られるよう、周知・啓発等を図ります。</p> <p>② 改正パートタイム労働法に基づく適切な指導を行い、法の履行確保を図ります。また、パートタイム労働者からの相談に迅速に対応します。</p> <p>③ 「パート労働ポータルサイト」の活用及び職務分析・職務評価の導入支援により、事業主に対する雇用管理改善の取組を支援します。</p>
----	--



短時間正社員制度
のキャラクター
ハーモとモニ

全雇用者に占めるパートタイム労働者比率の推移(男女)



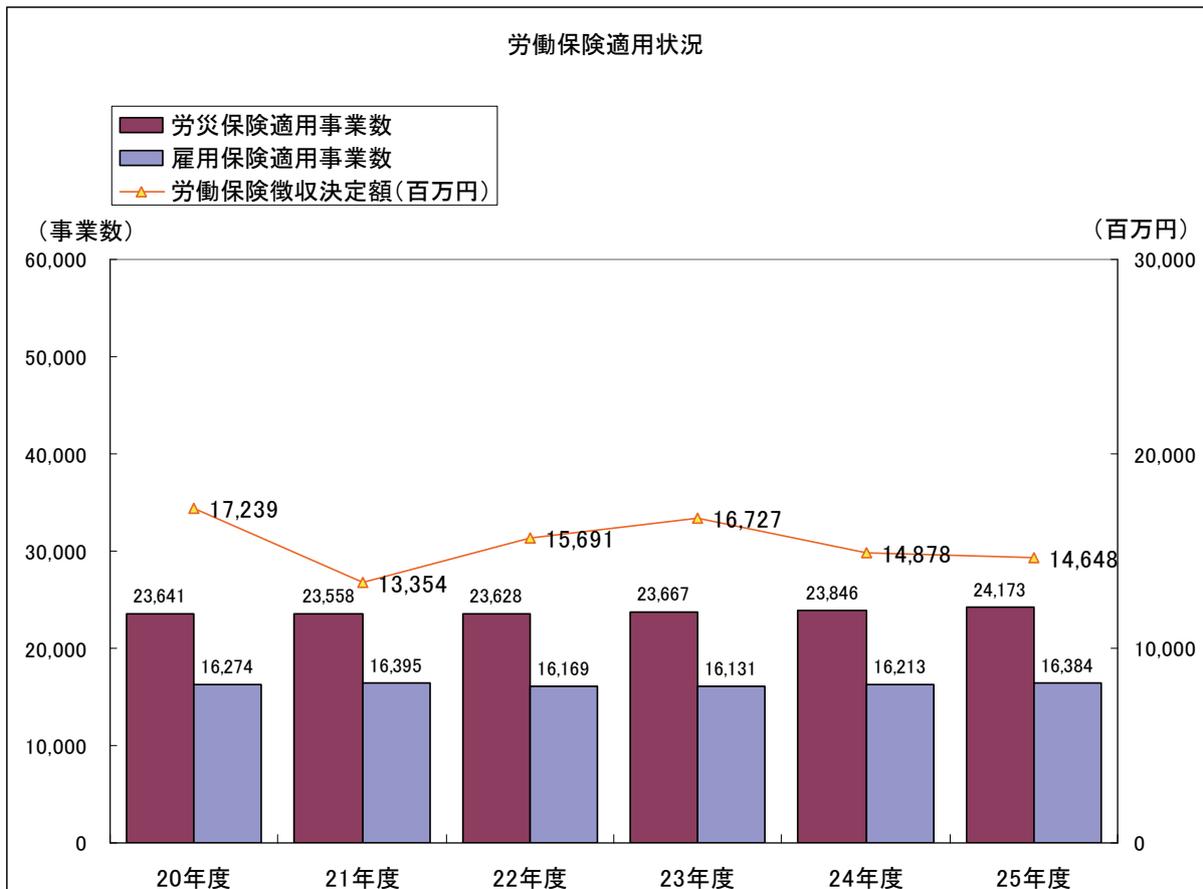
厚生労働省「毎月勤労統計調査」

労働行政の円滑な推進

■労働保険制度の健全な運営を進めます■

労働保険制度は、労働災害や失業の際のセーフティネットとしての役割を担うとともに、労働者の福祉の増進に寄与する各種施策を進めるための財政基盤であることから、制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働者を雇用するすべての事業主の労働保険への加入を進めるとともに労働保険料の適正徴収に取り組みます。

対	<p>① 労働保険料の適正徴収 労働保険料の適正な徴収のため、円滑な年度更新、効果的な労働保険料算定基礎調査、実効ある滞納整理に努めます。</p>
策	<p>② 未手続事業の適用促進 未手続事業の一掃のため、広報活動や個別指導により労働保険制度の周知、未手続事業の把握・手続指導に努めます。</p> <p>③ 労働保険事務組合に対する支援・指導 労働保険の適用促進や労働保険料の適正徴収において労働保険事務組合が果たしている役割は大きいことから、その機能が充分発揮されるよう支援・指導に努めます。</p>



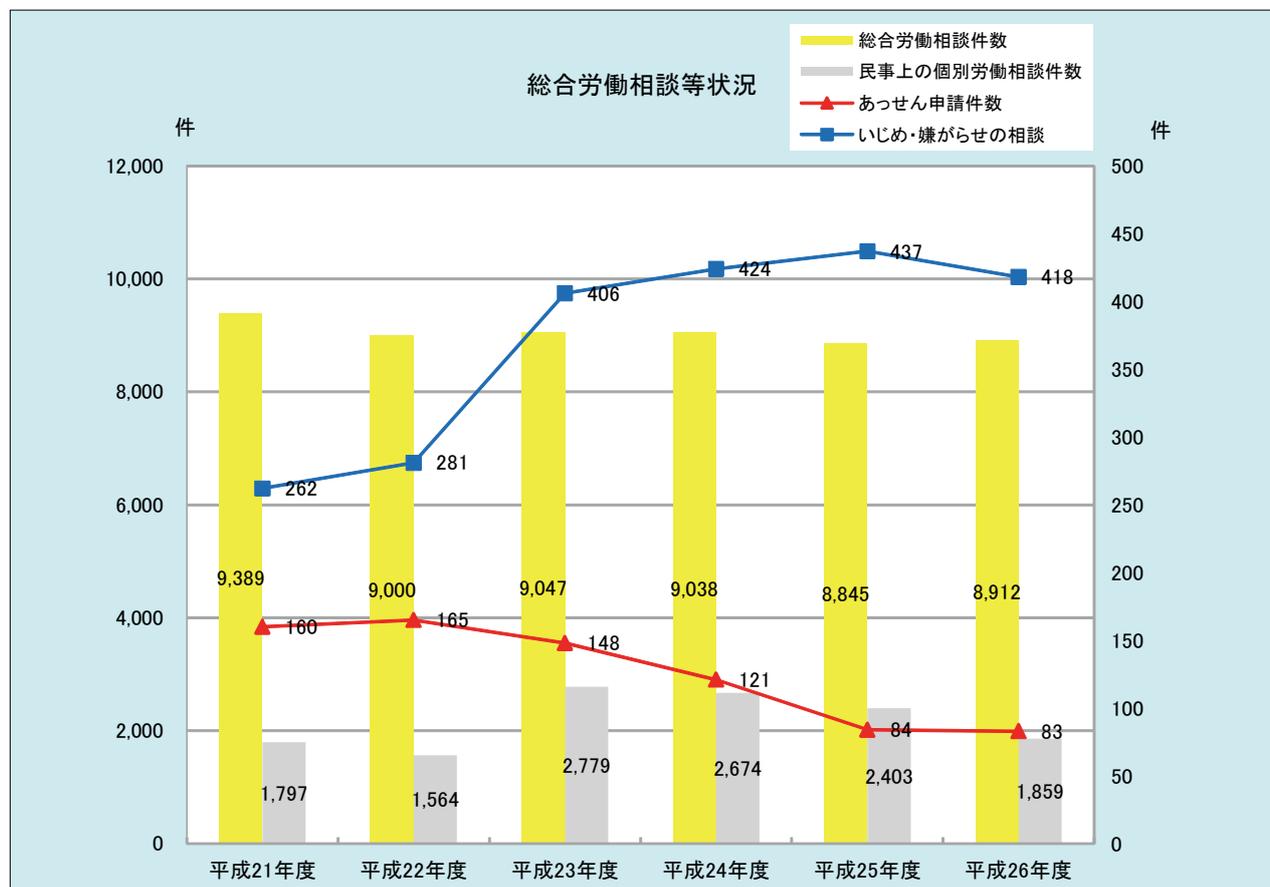
■ 個別労働関係紛争の解決の促進 ■

景気動向が穏やかな持ち直しを示す中で、平成20年度以降9,000件台で推移していた労働者個々と企業間の紛争が、平成25年度に8,000件台後半と減少に転じました。しかしながら、未だに年間8,000件を超える総合労働相談が寄せられており、依然として高水準で推移しています。

相談内容は、依然として「いじめ・嫌がらせ（職場でのパワーハラスメント関連を含む）」が増加しています。また、総合労働相談コーナーが労働問題に関する情報提供、個別相談のワンストップサービス機能を発揮していくためには、複雑・困難化が進む個別労働関係紛争への適切な対応が重要です。

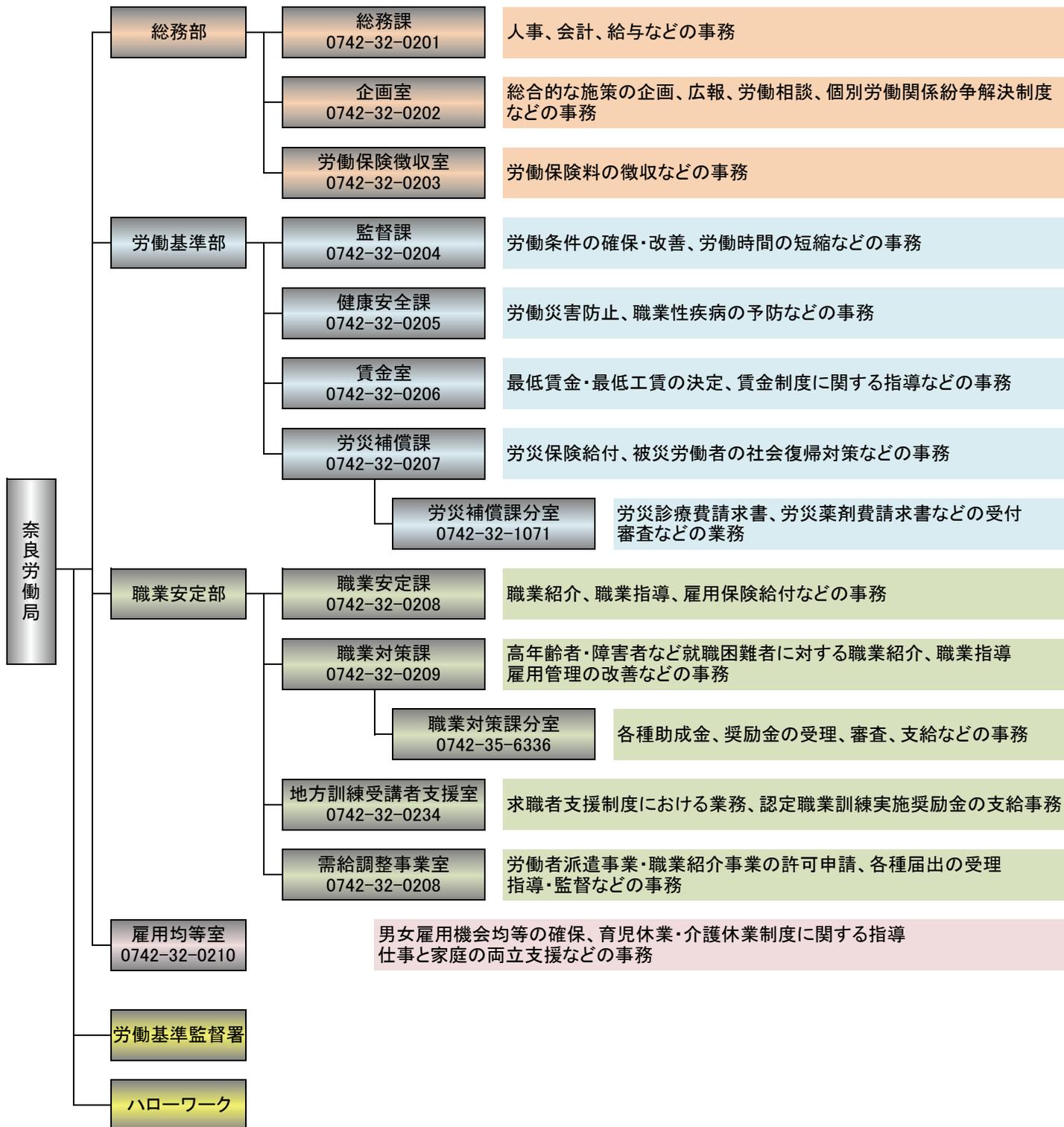
このため、助言・指導及びあっせん制度を適切に運用するほか、他の関係機関や団体と連携する等により相談体制を強化し、円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を図ります。

対 策	<p>① 総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップの相談窓口としてあらゆる労働相談に対応します。</p> <p>② 労働局長の「指導・助言」及び紛争調整委員会による「あっせん」について、紛争事案の実情に即して、迅速・適正な解決に努めます。</p> <p>③ 奈良労働局のホームページや都道府県の広報誌等を通じて、個別労働関係紛争解決制度の内容や総合労働相談コーナーの周知を行います。</p> <p>④ 労働相談・個別労働関係紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関・団体との連携強化を図ります。</p>
--------	---



奈良労働局について

〒630-8570
 奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎



労働基準監督署・公共職業安定所一覧

労働基準監督署

労働基準監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
奈良労働基準監督署	〒630-8301 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435 FAX 23-2133	奈良市・大和郡山市・天理市 生駒市・生駒郡・山辺郡
葛城労働基準監督署	〒635-0095 大和高田市大中393	0745-52-5891 FAX 52-5893	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡 高市郡
桜井労働基準監督署	〒633-0062 桜井市粟殿1012	0744-42-6901 FAX 42-6902	桜井市・宇陀市・磯城郡 宇陀郡 吉野郡のうち東吉野村
大淀労働基準監督署	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵364-1	0747-52-0261 FAX 52-0263	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）

公共職業安定所

公共職業安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
奈良公共職業安定所	〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎1F	0742-36-1601 FAX 36-1608	奈良市・天理市・生駒市 山辺郡
奈良公共職業安定所 分庁舎（求人企画部門）	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル1F	0742-32-1811 FAX 36-8609	奈良市・天理市・生駒市 山辺郡
大和高田公共職業安定所	〒635-8585 大和高田市池田574-6	0745-52-5801 FAX 53-4181	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡 高市郡
桜井公共職業安定所	〒633-0007 桜井市外山285-4-5	0744-45-0112 FAX 45-3990	桜井市・宇陀市・磯城郡 宇陀郡 吉野郡のうち東吉野村
下市公共職業安定所	〒638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867 FAX 52-0406	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）
大和郡山公共職業安定所	〒639-1161 大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355 FAX 55-0670	大和郡山市・生駒郡

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナー名	所在地	電話番号
奈良労働局 総合労働相談コーナー	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2F 奈良労働局内	0742-32-0202 FAX 32-0211
奈良総合労働相談コーナー	〒630-8301 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎 奈良労働基準監督署内	0742-23-0435 FAX 23-2133
葛城総合労働相談コーナー	〒635-0095 大和高田市大中393 葛城労働基準監督署内	0745-52-5891 FAX 52-5893
桜井総合労働相談コーナー	〒633-0062 桜井市粟殿1012 桜井労働基準監督署内	0744-42-6901 FAX 42-6902
大淀総合労働相談コーナー	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵364-1 大淀労働基準監督署内	0747-52-0261 FAX 52-0263